102-74

問題文

医療を受ける者に対する医療の担い手の責務として、医療法に規定されているのはどれか。1つ選べ。

- 1. 福祉サービスの提供
- 2. 医療技術の普及
- 3. 医療計画の策定
- 4. 効率的な説明
- 5. 良質かつ適切な医療の提供

解答

5

解説

医療法第一条によれば「・・・良質かつ適切な医療を・・・提供する・・・」とあり、選択肢 5 が正解であると考えられます。

選択肢1は

福祉サービスのことであり、医療法の規定と少しずれていると考え誤りであると判断できると思います。ちなみに、医療法においては「病院や診療所の管理者」における「福祉サービス提供施設との連携」について記述があります。

選択肢 2 ですが

医療技術の普及は、医療法第一条の四 第5項によれば「医療提供施設の開設者及び管理者」に関する記述です。医療の担い手の責務 ではありません。

選択肢 3 ですが

第三十条の四によれば、医療計画の策定は、「都道府県」に関する記述です。医療の担い手の責務 ではありません。(担い手の仕事は、計画に従うことであり計画の策定ではないと考えれば誤りと判断できると思います。)

選択肢 4 ですが

効率的説明については、医療法に記述は見られません。

以上より、正解は5です。